

第 35 回環境安全委員会 議事要旨（案）

1. 開催日時 平成 28 年 3 月 14 日（月） 13：56～15：58
2. 開催場所 ホテルイースト 21 東京 東陽の間
3. 出席者 中杉委員長、佐古委員、村山委員、小安委員、木下委員、佐藤委員、
高村委員、関戸委員、綾部委員、野崎委員、前川委員
（環境省）角倉課長、中野課長補佐 （順不同）
4. 議事（公開）

【議題 1】東京 PCB 廃棄物処理施設の操業状況について

資料 1 に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 作業者の血中濃度は今回測定していないのですか。前は御報告頂きましたか。あれは年 1 回なのですか。今回は報告がないので。個人的に高い人もいるという御報告は受けているので、そこら辺の所はちゃんとフォローして頂く必要があります。

○JESCO 分かりました。実際は、8 月と 2 月に測ってございます。それで、8 月は対象者が全員という事になるのですけれども、2 月はその中で増加傾向にあたり非常に高かったりという方を今回は 34 名選定して、2 月にも測ってございます。

それで、8 月に測った結果は出てございますが、2 月の結果はまだ出てございませんけれども、大きく変化があるわけではなくて、減少傾向の方が多くて、増加傾向の方は確か 8 月の段階では 8 名位であったと覚えているのですけれども、増える方も若干いますが、減る方の傾向の方が多いかなという状況は一昨年位から傾向的に続いてございます。

○委員長 「高高」の 2 つ目なののですけれども、除染室の作業の所について、これは除染室ではこういう作業をしないという事を決められたのでしょうか。

○JESCO そうです。ドラム缶に抜くという、これは途中なののですけれども。

○委員長 では、そういうものが今後持ち込まれないか。持ち込まれないような手順をとるとい事なのですが、持ち込まれた時にどうするかという事は決めているのですか。

○委員長 実際、そういう状況が起きればまた判断があるのですけれども、基本はお返しするという事も念頭に入れて。

○委員長 そこら辺をちゃんと決めておかないと、また起こった時に、その場合はどうしろという事で同じ様な、このドラム缶という処置は、昔を思い出してもらいたいのですけれども、屋外にタンクを置いて、そこで漏らしてしまったケースがあるのですよ。あの時も臨時でやったという事で、あの教訓が生きていない様に思うのです。

今回、持ち込まれないように措置はするのですが、万が一、持ち込まれた時にどうするかという事を決めておかなければいけませんし、先程も 5 日までに返事を寄せと言われていて、すぐに対応しなければいけなかったと言われましたけれども、そもそも搬出者が規則に違反しているわけですね。それなのに、それに合わせる必要は全然ないので、そこ

ら辺の所の対応の仕方もしっかり決めておいて下さい。

まだ十分、これは対応が終わっていないと私は考えていますので、あり得ないという事は起こるかもしれないという事でやはり考えておいて頂かないと、それこそ先程の3.11の後の事態を考えると、そういう事がどうしても考えておかなければいけないという事が明白になっていますので、そこら辺はしっかり作っておいて下さい。今回はたまたま良かったという事で「高高」自体はそんなに重要な問題ではないと思いますけれども、これは教訓をしっかり生かしておいてもらいたいと思います。

○委員 資料7ページの下の方なのですけれども、真ん中に活性炭槽が2槽ありまして、このMはモニタリングですね。

○JESCO そうです。

○委員 ここで基準値の24倍出たので一応ストップになって、直ちにオフライン、この右側の方の6階の排出口の所のオフラインのサンプリングを実施したら問題なかったと。

○JESCO そうです。0.0005mg/m³で。

○委員 それはそれでいいと思うのですけれども、その活性炭槽の下に活性炭を交換したと書いてあるのですが、これは両方共ですか。

○JESCO 両方交換しています。

○委員 前だけですと、後ろの方ももうやられている可能性もあるので、どうしても即座にやったといっても、オフラインのモニタリングで掛けたといっても、やはり時間差があるので、一瞬、高濃度がピークではあっと出た時に、どうしても間に合わないという心配がちょっとあります。

ですから、前の方だけではなくて、今、安心したのですけれども、後ろの活性炭もやはり心配なので、これをちょっと気を付ける様に注意して欲しいなど。

○JESCO 分かりました。今回は交換してございます。

○委員 分かりました。

○委員 1月の操業状況の中で、トランス、コンデンサで97%という計画比が出ておりますが、6月のサイバー攻撃によって遅れた。それで、3月までには元通りにできるという事なのですけれども、このサイバー攻撃の対応のあれは今後とも大丈夫なのですか。

○JESCO はい。これはオールJESCOで対策をとってございまして、そういった事はもう二度と発生させないという事でいろいろ対応をしている所でございます。

○委員 分かりました。

○委員長 JESCOから頂くメールには全てパスワードが付いているという事も含めて、一応の対応はされていると思いますけれども、ハッカーの方の技術もどんどん進歩していくのでイタチごっこの方はありますが、とりあえずは一応、対応はできているというふうに考えて、この辺は多分、今後、長期的には重要なポイントであろうと思いますので、できるだけ、今回は大分長いこと使えなかった様ですので、そこら辺は回復も早急にできるような形で考えておいて頂ければと思います。

○委員 7ページの除染室系統換気オンラインモニタリングPCB濃度「高高」につきましては、今、委員長の方から御指摘があったのですけれども、この件につきましては江東区といたしましても非常に重要視しております、東京都さんとも、やはり東京都さんの方も重要視しております、つまりイレギュラーな時に何でこんな作業をしてしまうのか。作業をしてしまうこと自体がおかしいのではないか。そういう御指摘は重ねてうちの方からも東京都さんの方からもさせて頂きました。

ですので、結論から言えば、通常の作業をしている時にはきちんと手順、マニュアル書等があるのですけれども、こういうイレギュラーな時が起きた場合に、今、先生からも御指摘があったと思うのですが、何をどうするのかという事を事前にきちんと決めておいて頂いて、できましたら次回の委員会の時にでも委員長を初めといたしまして、イレギュラーな時にはこういう対応をとっているという報告をして頂ければありがたいと思います。

○JESCO 分かりました。

○委員長 これは、想定できないことはどうしてもあるのですが、分かったらどうするのかというのをしっかり決めておかないと、二度とそれが起こらない保証はないわけですから、宜しくお願いします。

【議題2】東京PCB処理事業所 長期処理計画

資料2に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員 2ページなのですけれども、実際にトランス類の台数の件でお尋ねしたいのです。このJESCOの登録台数と環境省のデータ数は違っているという事は稼働中のものが入っているというお話なのですが、初めから環境省のデータとJESCOのデータは違っているという事はお分かりだったのですか。

○JESCO 環境省のデータは昨年7月に示されたデータでございます。それまではJESCOの登録と都道府県、こちらで言いますと、例えば東京都あるいは神奈川県といった都道府県への届け出のデータがございました。

両方とも、使用中のものは入っていないとか、いろいろな限界があるのですけれども、やはりできるだけ全数、処理の必要なものについては漏れなく捕捉をしていかないといけないという議論が高まりまして、昨年7月に環境省さんの方でデータが示されたという事で、今時点ではこの環境省のデータが数としては漏れが少ないものと考えてございます。

○委員 すると、環境省のデータについても、今後、この様な数字が挙がることはあるわけですね。

○JESCO これはなかなかよく分からない面があるのです。もちろん、使用中のものが全数把握されていないという、捕捉されていないという。

○委員長 それは環境省の方から話をしてもらいましょう。

○環境省 環境省のデータにつきましては、PCB特措法に基づく届け出で、元々事業者に対して義務として課している届け出から出てきた数字ですが、今、委員が仰る通り、掘り起

こし調査という形で、この届け出で捕捉できていないものを各都道府県で今、調査をしている所です。

では、どれ位新しく出て来る可能性があるのかという所ですけれども、今、実は日本の中では西の方で、北九州事業所の方がより処理の進捗が進んでおりまして、西の自治体の方がより早く掘り起こし調査等をやっているのですが、その結果を見ますと、新しく届け出がなされていなくて新たに見つかっているものが大体、今、分かっているものの多くても1割位が増えている様な格好になっています。そこからしますと、あくまでもそれは標本ですけれども、我々と致しましては元々PCB特措法という法律で届け出をする事が義務付けられておりましたから、その義務を果たしている方が全体の中の概ね9割位は、この環境省データに出て来る様に届け出がされていまして、現在掘り起こして見つからないもので、掘り起こし調査で今後見つかるものは多くても1割位ではないかというスケールで推測をしている所でございます。

ここはまだ、新しく見つかる分は入っていないデータになっていますので、仰る通り、これの1割分位がひょっとしたら増えるという所を、今、予測している所でございます。
○委員長 これは環境省で委員会がありまして、私も参加して検討しましたけれども、まだ不確かな部分で、現在使っている部分もありますし、廃棄物になっていない部分があるのです。そういうものもありますので、この数字は今、一生懸命、できるだけ早くという事でやっていますが、そういう意味ではこの母体になる数字は今後も変わる可能性があるのです。

ですから、これはJESCOでも申し上げていますが、処理計画というものは随時、改定をしていかないと本当に大変な話になるだろうと思っておりますので、この辺は環境省が各自治体、都道府県にお願いして、東京都でもやって頂いていると思っておりますけれども、そういう所でやって、新しい数字が出て来たら、それに基づいて、この処理計画をどんどん見直していかなければいけないという性格のものであると思っております。

○委員 分かりました。

○JESCO 済みません。ちょっとだけ、うちの方の知見として分かっている事を申し上げますけれども、トランスにつきましては、特に今、九百何台、環境省データが多いのですが、特に東京都において700台位多いという数字になっております。それで、うちの方で分かっているものは、JESCOに登録されているもので今まで登録されて来たのですけれども、ネオトランスというものがあるのです。ネオトランスというものはトランスではなくて、安定器の一種なのです。それをうちの方では、JESCOの登録では除いているのですが、恐らく環境省データの中には、そのネオトランスというものをトランスとして数えられているのではないかと推測しております。それを先般、東京都からは届け出データをJESCOの方に頂きましたので、それを分析して、そういうネオトランスとか、本当にトランスではないものはどの位あるのかというものを、今、精査を始めようとしている所でございます。

○委員長 それは希望的な観測になるかもしれませんので、基本的には大きな数字を使っ

て計画を立てていく。それで、実際に少なければ当然、終了時期が早まる事になりますから、大きな数字の方で無理のない形の計画を立てて頂く。そういう事が必要であろうと思っていますけれども、そういう意味で、木下委員のお話にあった、平成27年11月現在で、今度は3月末でと言われましたが、これは常に、長期処理計画というものは何年版というものをつけなければだめなのです。

これは随時、事業部会というもう一つの委員会がありまして、そちらで見直しをされると思いますので、JESCOの方をお願いしていますが、そちらで見直しをされたら、この委員会に御報告頂くのは、委員会の開催する時期がずれる可能性がありますけれども、そちらで一応、こういうふうになったという事はメール等で委員の先生方にも事前に、とりあえず情報は流します。説明はこの委員会でさせて頂くという形にしたいと思っております。

もう一つは、ちょっと気になるのは、台数でやって、それから、油の方でやっているのですが、基本的には各施設があるのですよ。処理の施設が何種類かあって、その処理の施設ごとに処理能力があるわけです。そのどこか一つが欠けると全体がとまってしまうのです。そういう意味でいけば、水熱分解が一番の肝ですから、水熱分解でそこにトランスから出て来るもの、直接PCB油として出て来るもの。それを全部入れて、水熱の処理計画というものがどうなっているのか。どこからどれだけ持って来てという計画として説明して頂けませんと、全体で漠として合っているというのですと、非常にそこら辺の所が、やってみたらうまくいかないことが起こり得るだろう。

ですから、トランスならトランスの解体の施設とか、いろいろあるわけです。その施設毎に、では、大型が何台できるとか、中小型なら何台できるとか、そういうことを踏まえて、施設毎に処理計画を立てて頂く必要があるのです。そうしますと、これはあそこの全体を見て、こういう計画を立てますと一見うまくいきそうな感じがするのですけれども、パーツごとにいって、うまくいかないという事が起こり得るだろうという事が1つ。

もう一つ、大きな懸念を持っているのは、その処理をする検討会をやっています時に、事業団体といいますか、業界の方、事業者の方が言っておられたのは、我々も自分たちで処理計画を立てている、計画的にやっている。ですから、それは十分配慮して欲しいという事を言われるのです。それはそちらも事業計画の中で、いつ処理をするかというものを考えておられるのですけれども、事業者の方の計画というものは事業者がそれぞれ個別に立てていますから、多分、一番あれなのは、できるだけ後ろにしたいというふうになりますと、みんなそれを入れますと、最後にどっと集まるわけですよ。それまでは施設は殆ど動いていなくて、最後の所でパンクしてしまって、結果、延びてしまうということが起こり得る。

そういう意味でいきますと、どこにどれだけあって、それをいつ、どこの事業者のトランスを処理するかというレベルに計画を立てて頂く必要があるのです。ですから、そういう意味ではこれはかなり大変な仕事で、施設がどう処理できるかというよりも、その施設にどういう順番で持って来るかという計画を綿密に作って頂く必要がある。

これは個別の事業所毎に持っている、所有している事業所が新しく見つかったら、それを新たに登録して、そこと話をして、もちろん、向こうの要望も聞かなければいけません。でも、JESCOの方へ届け出がやられなければ、その委員会でも申し上げましたけれども、事業者で代表しておられている所は大きな事業者なものですから、大きな所が自分たちの計画があるからと言ってもらっても、これはちょっと困るので、そういう所は前倒しでやってもらわなければいけない事がありますというふうに申し上げたのです。

そういう意味では、JESCOの方で分けていって、調整をしなければいけない。この作業が実際の処理以上に計画として難しいのではないか。ですから、そちらもしっかり作って頂く事が必要であろうと思っています。

○JESCO 今、2つの点について御指摘がございました。

1つ目の、処理の能力は水熱によって決定されるのではないかという御指摘が先ずあるのですけれども、実はここには記載しておりませんが、水熱で処理しなければならないPCBがどれだけあるかという事も、今、集計をしまして、その計画も実は作っております。それによりますと、先程説明をしておりますけれども、超大型とか大型の大半の油は前倒しで抜いて処理をして来ております。従いまして、残っている超大型、大型の台数に比べて油の量は少なくなっているというのが分かっております。

但し、まだ手を付けていないリン入りPCBがあるという御説明をいたしましたけれども、それを合わせて、どの位の油の残量があるかという事を想定で出しまして処理計画を立てております。それですと、うまくいけば、うまく持って来れば、今、御説明しましたトランスとかコンデンサの処理期間よりも早く終われるという計画を、今、立てている所でございます。

2つ目の、JESCOが勝手にこういう処理計画を作っても単なる皮算用にしかならないのではないか。つまり、お客さん、出される方がきちんと出してもらわなければ、この処理計画は実行できないのではないかという御指摘もございまして、とりあえずJESCOでは、60台以上を保有しているコンデンサまたはトランス、足して60台以上を保有していらっしゃる多量保管事業者さんを対象に、今年の6月までに一応、いつまでに出してもらえるかというものを計画しようとしておりまして、それができますと、大きな所については全体の処理計画が埋まると考えております。

○委員長 多分、小さい所の、ちりも積もれば山というものをどういうふうに処理するかも非常に難しいと思うのです。そういう意味では、一つ一つ紐付けをして、計画を作っていかなければいけない。それで、このA事業所さんはいつ持ってきてもらうか。これはそういう所まで一応、計画を作る様な形でやって頂きますと、多分、最後の所では混乱する恐れがあるだろう。

それと、先程言われました話は、そういう形で説明して下さいという事を申し上げているわけです。水熱で処理するのはこういう計画になっていますと。全体でという話ではなくて、水熱も2基で、実際には3基あるので、つまり3基のうちの2基稼働ですね。いざ

となれば3基稼働すればこれだけできますという話もできるわけですから、そういう形での説明がやはりして頂きませんか、全体でこうであるといっても、本当かという所に不安が残るという事で、そういう意味で、そういう形の説明をして下さいと申し上げているわけです。

そういうことで、多分1割位であろうという予想をしているのですけれども、それも自治体の方で、都県の方で頑張ってもらって、都県の方でもいきなり全部が把握できるわけではないと思いますので、積み上げでこういうものが見つかったといったら、それを随時JESCOの方に連絡を頂く様な仕組みを作って頂いて、それでJESCOの方では随時、計画の見直しをしていく。できるだけ、最後にばたばたというふうにならない様にして欲しいなと思っています。

【議題3】東京PCB処理事業所 長期保全計画の実施状況

資料3に基づき JESCO より説明。

○委員長 基本的に事業部会の方で見て頂いているという事でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。事業部会の先生方にしっかり見て頂くという事でお願いしたいと思います。

【議題4】東京PCB処理事業所 東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果

資料4に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員 先にお尋ねしますが、外国人も含めて、現場を視察される方はどの様なアクセスで行かれていますのですか。

○JESCO いえ、基本的には来て頂いています。玄関でお迎えする形です。

○委員 なぜ、お聞きしたかといいますと、我々、環境委員会は現場を一度見ておく必要があるのかなと。

○JESCO その通りだと思います。

○委員 年2回の会議がありますけれども、地理的にも難しいことは重々知っています。また、この位のフロアがあって会議ができる様な体制ができるのかとか、いろいろあるかと思っています。

それで、先程運転管理課長さんの方からも、保全についての今後の計画、今までやってきた事はあったのですが、例えばクレーン24基というのは、私、頭の中で整理できない状況になっています。どの位細かく、恐らく天井クレーンが中心だと思うのですけれども、どの様に設置されているのかも頭で整理できないような状況がありますので、やはりメンバーの我々が一度、現場を、どの様な状況で、恐らく厳しい環境でやられている。そして今、4つの項目で説明があったのですが、そういったものを含めて、頭と体でやはり体験しておく必要はあるのかなと思います。

大変難しい事だとは思いますが、どうでしょうか。2回に1回は、あるいは2年に1回位はメンバーが、恐らくうちの両課長と東京都の職員さん、あるいは環境省の職員さんは行かれるかと思いますが、やはり多くの方が厳しい状況で作業をやっている方を視察するのも大事かと思いますが、少し頭に置いて、委員長を中心に計画できればなと思っています。提案だけです。

○JESCO こういったプレゼンをする様な場所がありますので、アクセスの問題は実際にあるかと思いますが、検討したいと思っていますので、よろしくお願い致します。

○委員長 この委員会がという事ですか。

○委員 はい。

○委員長 一応、他のメンバーは古いメンバーなのであれですけども、またしばらく経っていますので、一度、JESCOの東京事業所の方で会議をやってもいいかもしれません。

アクセスも難しいですか。

○JESCO アクセスの仕方も工夫すべく、再度検討します。

○委員長 そうしましょう。

○委員 環境省の方にお尋ねしたいのですが、例えば保管事業者が破綻をしたという場合、そこにPCBを含んだトランスでもあったといった時の費用、対応はどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○環境省 先ず一般に申し上げますと、当然、これは誰が処理するべきかという事になれば、本来、そこでお持ちになっていた方が処理すべきですので、例えばその相続なり、あるいはそういったものを引き継いだ方がもしいらっしゃればそういった所になりますが、実は今回、期限を守るために法制度も変える様なという所を検討させて頂いたという話がございます、その中でも、今、委員が仰った様な問題は、具体的には今回、法律を改正していく中で、事業者の皆さんに対して、特に高濃度、JESCOで処理する対象を持っている方に対しては、新たに今回、東京の計画的処理期限がありますけれども、それよりも一定期間前までに処理をして頂く。

それは委員長が先程御懸念された通り、ぎりぎりになって一杯持って来る人がいては困りますから、一定期間前の期限を処理義務を課して、そこまでに持って来ない方については都道府県から命令をかける、あるいはその命令に従わない方には罰則を適用できる様な規制の強化をしようと思っていますが、それでもなお、仰る通り、現場では、例えば40年間ずっと持ち続けていましたけれども、企業としての破綻がありましたとか、あるいは持っていた関係者がお亡くなりになったという問題があるわけで、それはどんなに規制を強化しても、その規制のかかる方が場合によってはいらっしゃらないケースがあるわけがございます。

それをこのまま放って置くと、当然ながら、物だけが残って、期限を超えてしまうということがございますから、その代替策も今回盛り込ませて頂いていまして、具体的には、そういった場合は都道府県あるいは政令市が行政代執行という形で、自治体側が代執行で

それを片づけるという事をやります。それで、代執行というものは、基本的なルールとしては、そこでかかった費用は本来払ってしかるべき方に求償するという事をするのですが、それでもなお、お金が取れない方は現実にあると思います。そうなった場合には、今般、そちらについて、では100%、それを自治体さんが負担することが適当かどうかという事は、これはいろいろと議論があると思っております、この点については、今回、まだはっきり申し上げられませんが、今後、そういった支援をどうしていくかを検討していく事をやらせて頂くという事になっている所でございます。

○委員 ありがとうございます。

○JESCO ちょっとだけ言わせて頂きますけれども、もう既に環境省さんの施策で実施しているのは破産者に対する対応ですが、これについては、JESCOは95%引きという形で、もう2年前から始めております。その方が早期登録をしていらっしゃる無料です。無料で処理する。早期登録をしていらっしゃる方は5%ですので、それに破産された方は95%引きですから、無料でも処理をしております。

○委員 ただ、それは登録をしていないといけないのですね。

○JESCO ですから、登録をしていない方は95%引きです。

○委員長 いや、そこら辺の所は議論がありまして、当然やるべき責任を果たしていない。それに税金を使っているのかという議論がありました。でも、そうは言いながら、残して置くわけにはいかないの、行政がやらざるを得ないだろう。その費用についてどう負担するかというのは、それこそいろいろ考えて相談をしてもらうという形に、今、制度を新しいものに、まだ明確には盛り込めていないのですね。

○環境省 今回の閣議決定をされた改正法案では、そういった場合に地方自治体が行政代執行できるような規定を明文化した法律案で今回、国会に提出しておりますから、この国会の中でもし御審議頂いて了承頂ければ、先ず自治体の一つの解決策として行政代執行で、現場に本当に残って、どうしようもないものを片付ける事ができるという事になります。

ただ、費用については、それは制度とは別に、どう持つべきかという事は今後、我々の宿題として、そこは検討させて頂くという事でございます。

○委員 分かりました。

○委員 失礼な言い方ですけれども、アンケートはおもしろかったのですが、終わりの方で、TEOさんに対するアンケートで、ヒヤリハットをかなり経験しているのですけれども、報告まで至らなかったというのが結構気になります。

これは最初の所もそうですが、この事業の重要性とか社会的意義というものを、JESCOさんの方は皆よく分かっているのですけれども、TEOさんの方に、これは難しい問題だとは思いますが、そういう研修とかそういう事で、この事業の重要性とか安全にやっていくためにどうしたらいいのかとか、そういう事を、現場でやられている人は一番重要ですので、そういうものをもう少し、今でもやっているのでしょうか、強化していく必要があるかな。それで、ヒヤリハットを報告するのは今後の事故を減らしていこうという所にあ

るわけですから、そこに繋げて欲しいなど。要望です。

○JESCO その通りでございます。こういった実態があるという事自体が今回初めて逆に数値として分かりましたので、しっかり対応したいと思っております。

○委員長 委員はJESCOの方はいいだろうと言われましたけれども、私はもう少し期待をしていたのですが、JESCOは100%、皆、良く分かっている、よく認識しているという答えを期待していたのです。

それで、大体はというのは、ある意味では合格点かもしれませんが、先程申し上げました様に、これから物すごく細かい所で一生懸命やらなければいけないのです。特に事業者の方とつき合っている営業の方がちゃんと持ってくる話をつけないといけないわけです。そこの方がこういう状況を本当に認識して頂かなければいけないので、そこら辺については全体にもう少し、より一層意識を高めて頂くという事をお願いしたいと思えます。多分、そこら辺が一番心配なものですからね。

普通で言えば合格点でしょうけれども、この事業に関してちゃんとやるという意味では、さらに精度を高めて頂く必要があるかと思えますので、宜しくお願いします。

○事務局 次回の第36回環境安全委員会につきましては、10月ごろの開催を予定しております。委員長と相談致しまして、委員の方々の日程調整をさせていただきます。また再度御連絡致しますので、宜しくお願いします。

○委員長 次回は、委員から御提案もありましたことも少し検討して頂いて開催させて頂こうと思えます。